

荒尾市立桜山小学校いじめ防止基本方針

令和5年5月改訂

1 策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び県・市の「いじめ防止基本方針」に基づき、桜山小学校の全児童が「にこにこ笑顔」で学校生活を送るために必要な措置を講ずることを目的として策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本姿勢

学校が、いじめの兆候や発生を見逃さず、組織体として迅速に対応するため、全教職員でいじめに対する認識を共有し、具体的な取組を全教職員で実施する。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等対策のための組織として、教職員からなる校内の組織及び第三者を含む組織を設置し、いじめの未然防止のための措置及び発生時の対応にあたる。また、校内においては基本的には全職員ですべての事案に対応する。（別表1参照）

5 いじめの未然防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくる。

6 いじめ防止に関する具体的な取組

いじめの未然防止と早期発見・早期対応の観点から、学校教育活動全体を通して行う具体的な取組を立案・実施する。（別表2参照）

7 いじめの早期発見

いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめを積極的に認知する。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を

整え、いじめの実態把握に取り組む。

8 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、**情報集約担当者である生徒指導主任を中心に**、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

9 重大事態が発生した場合の対応

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当期間欠席を余儀なくされているなど、重大な事案が発生あるいは疑われる場合、速やかに荒尾市教育委員会に報告する。また、情報集約担当者を中心として関連情報の収集を進め、警察等関係機関とも連携して組織的に対処する。

10 児童・保護者への対応等

いじめを認知した場合は、加害・被害双方の保護者に事実関係を伝え、被害児童及び保護者に対する支援と、加害児童及び保護者に対する指導助言を行うとともに、他の保護者等へも当該事案に関する情報を速やかに提供する。

11 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法の規定に基づき、加害児童に対して適切な懲戒を加える場合もある。

12 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について学校評価を行い、その結果を公表する。

別表1 いじめ防止等対策のための組織

名 称	いじめ・不登校対策委員会 (校内の組織)	桜山小学校いじめ防止等対策委員会 (第三者を含めた組織)
構 成	校長・教頭（情報集約担当者）・ 人権教育主任・生徒指導主任・該 当担任 等	校長・教頭・学校評議員・P T A 役 員代表・S S W・主任児童委員 等
主な役割	実態の把握、未然防止のための取 組の実施、発生時の児童への対応 等	未然防止のための取組及び発生時の 対応策等の検討 等

別表2 いじめ防止に関する具体的な取組

未然防止の	<p>【児童への指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・道徳教育・情報モラル教育・生徒指導の充実 ○「確かな学力」の育成のための教員の資質向上 ○教職員の情報交換と児童理解の徹底を<u>情報集約担当者を中心に行う</u> ○体験活動等を通じた自己有用感の醸成 ○集会活動等での「いじめをしない、させない、許さない」土壌づくり ○児童の人間関係づくりの取組を通じた「居場所づくり・絆づくり」 <hr/> <p>【保護者への働きかけや依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自他の命を大切にする心の育成、携帯電話・インターネット・ゲーム等についてのルールづくり、善悪の判断など家庭教育の在り方についての啓発 ○地域での様々な体験活動、地域行事等への積極的な参加の依頼 <hr/> <p>【地域への働きかけや依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童への積極的なあいさつ・声かけ、地域での児童の状況について、学校や保護者への情報提供の依頼
早期発見の	<p>【児童への指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談・アンケート・日常的なふれ合い等によるきめ細かな実態把握 ○一人でいることが多いなど、気になる児童への積極的な声かけ ○愛の0運動、愛の1・2・3運動の励行 ○児童間のいたずらやトラブル等があった際の即時対応と原因追究を<u>情報集約担当者を中心に行う</u> <hr/> <p>【保護者への働きかけや依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活や友人関係等についての子どもの積極的な会話、服装の汚れや乱れ、ケガ、持ち物等のチェック等についての依頼 ○学校への積極的な相談、情報提供等についての依頼 <hr/> <p>【地域への働きかけや依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での子ども見守り、学校への積極的な情報提供等についての依頼
	<p>【被害児童に対する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○聞き取り等による被害状況の的確な把握 ○児童の共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○休み時間等の見回りなど被害が継続しない体制作り

	○いじめの原因や背景の調査による根本的解決
	【被害児童の保護者に対する対応】 ※少なくとも3か月
	○学校の「被害児童最優先」の姿勢と問題解決に向けた方針の丁寧な説明及び取組への協力依頼
	○被害児童のケアに関する相談対応やアドバイス
	○学校への積極的な相談、情報提供等についての依頼
	【加害児童に対する対応】 ※少なくとも3か月
	○事実確認と毅然とした態度での阻止
	○いじめの原因や背景の調査による根本的解決
早	○関係機関等との連携
期	○懲戒権の行使に係る検討
解	【加害児童の保護者に対する対応】 ※少なくとも3か月
決	○被害児童への対応、問題解決に向けた方針の丁寧な説明及び取組への協力依頼
の	○加害児童へのケアや対応についてのアドバイス
た	○被害児童・被害児童の保護者への適切な対応についてのアドバイス
め	【その他の児童に対する対応】
に	○被害児童の苦しさ・つらさについての理解を深める指導
	○「傍観はいじめることと同じ」であることについての指導
	○自分の意志で行動することの大切さの指導
	【その他の児童の保護者に対する対応】
	○事案の内容と学校の問題解決に向けた方針・取組等についての丁寧な説明及び協力依頼
	○児童と積極的な会話、学校への積極的な相談、情報提供、家庭教育の充実等についての再依頼
	【地域に対する対応】
	○事案の概要と学校の問題解決に向けた方針・取組等についての説明及び協力依頼
	○地域での児童の見守り、学校や保護者への情報提供等についての再依頼